「相談支援・充実強化事業」実施要領（案）

～平成２０年度特別対策事業～

１　目的

家庭訪問等によるニーズ調査を実施し、その生活ニーズに基づく個別支援会議（ケア会議）を開催することにより、地域の課題を抽出して、地域自立支援協議会による検討を行い、協議会活動の活性化を図る。さらに、地域自立支援協議会の検討及び提言等を踏まえ、第２期障害福祉計画の策定に取り組む。

２　実施主体　　市町村

３　補助単価　　１市町村あたり　１，７００千円以内
ただし、複数の市町村が共同して実施することは可
また、地域自立支援協議会運営費等に計上して、実施することは可

４　事業内容

（１）ニーズ調査の実施

市町村職員と委託相談支援事業者の相談支援専門員がニーズ調査チームをつくり、調査が必要な家庭を訪問して、聞き取り調査を実施する。

調査に関する対象者、件数、内容、期間、調査者等は、原則として地域自立支援協議会による検討を行う。

（２）個別支援会議（ケア会議）の開催

上記（１）のニーズ調査結果に基づき、障害者本人の生活ニーズの支援を図るため、医療、保健、福祉、教育、就労等の各分野の関係機関及び事業者等を召集し、個別支援会議（ケア会議）を開催する。

（３）地域自立支援協議会の開催

上記（２）の個別支援会議（ケア会議）の結果に基づき、地域の課題を検討するため、地域自立支援協議会を開催する。

（４）第２期障害福祉計画の策定

上記（３）の地域自立支援協議会の検討及び提言等を考慮し、第１期障害福祉計画を見直し、第２期障害福祉計画を策定する。

５　補助対象となる費用【例示】

（１）ニーズ調査の実施

委託相談支援事業者の謝金・旅費、ニーズ調査書の印刷製本費等

（２）個別支援会議（ケア会議）の開催

個別支援会議（ケア会議）参加者の謝金・旅費、会議及び会議報告書の経費（消耗品費、印刷製本費、役務費、使用料及び賃借料）等

（３）地域自立支援協議会の開催

地域自立支援協議会参加者の謝金・旅費、会議及び会議報告書の経費（消耗品費、印刷製本費、役務費、使用料及び賃借料）等